

容量市場に関する包括的検証の業務支援委託

(2025年度)

入札仕様書

電力広域的運営推進機関

1. 件名
容量市場に関する包括的検証の業務支援委託（2025年度）

2. 目的

これまで資源エネルギー庁の「制度検討作業部会」並びに、資源エネルギー庁及び広域機関を共同事務局として設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）において容量市場の制度設計が進められ、2020年度に初回のメインオークションを開催し、以降の年度でメインオークションや追加オークションの開催を重ねている。また、2024年度からはオークションに対する実需給期間の対応も開始した。

導入から5年後（十分な回数のオークションが行われ、実需給期間対応も行われた段階）を目途に、制度設計や市場運営について包括的検証を行い、必要に応じて現行制度の見直しを検討することとなっている。

本業務委託は、その包括的検証にあたり、検証の進め方の検討、論点整理、意見募集の実施、容量市場に関連するデータの分析と考察、海外の容量メカニズムの動向調査等の包括的検証で求められる対応を円滑かつ効率的に行うこと目的としている。

3. 調達方式

一般競争入札（総合評価落札方式）で行う。

4. 業務委託スケジュール

本業務委託に関しては、以下のスケジュール（案）にて行うものとする。



図：スケジュール概要

5. 委託業務内容

（1）業務内容

① 包括的検証の実施方針および計画書の策定

包括的検証の実施に向けて、実施方法、実施手順、スケジュールを含む実施方針を策定する。なお、スケジュールに関しては、とりまとめを2025年度末に行うことを組み込んだ実施スケジュールを設定する。

具体的に以下の内容を盛り込む。

- * 包括的検証の実施方針（方法・手順・スケジュール）
- * 海外調査の実施時期や内容、活用方法
- * 意見募集の実施時期や内容、活用方法
- * 定量分析の実施時期や内容、活用方法
- * 包括的検証のとりまとめ

② 検証項目および論点整理

容量市場制度の趣旨およびオークション実施状況や実需給期間対応の実施状況を踏まえて、制度面、運営面それぞれについて、検証項目を洗い出し、実際の検証項目を設定する。また、各市場関係者の意見確認を実施するにあたり、必要となる論点の整理を行う。包括的検証では、会議体や意見募集等を通じて、幅広く意見を得ながらまとめていくため、海外調査を交えてより効果的に進めていくための論点の示し方、市場運用や取引の仕組み、体制等の論点の示し方、今後の方向性の示唆を得る論点の示し方等を、あらかじめ想定しながら論点の整理を行う。

③ 海外の容量メカニズムの動向調査と活用

海外の多くの国で容量メカニズムの制度が導入されている状況であり、各国の容量メカニズムの導入・検討状況や取組み内容について、最新状況を確認する。

海外の動向調査は、包括的検証に活用することを目的としている。このため、海外各国における容量メカニズム導入・検討の背景や設計思想の違い、関係者の立ち位置により制度の評価が異なる点に着目して調査する。

また、公開情報を用いた、机上だけでは得られない関係者の情報に直接アクセスすることで調査結果の裏付けを行うべく、規制当局や市場管理者の他、市場参加者等との意見交換を含む現地調査を実施する。

現地調査の実施にあたっては、事前に現地調査実施計画書を策定し、訪問先のアプローチやキーパーソンとのアレンジメントを行う（現地のグローバル拠点がある場合はその活用等を含む）。

その際に、逐次通訳（電力・エネルギー分野の通訳経験者）の手配等を行い、現地調査を効果的に進める。

これらの調査で直接的に得られた各国の容量メカニズムや市場運営の知見を日本の包括的検証の中で活用する。（現地出張にかかる費用は委託先負担。但し、広域機関出張者の出張旅費を除く）

④ 意見募集の実施

包括的検証の一環として、容量市場のステイクホルダーに対して、あらかじめ論点等を示しつつ、様々な立場から幅広く意見を取り入れるべく、意見募集を実施する。意見募集にあたり、質問項目の作成等を行い、進行スケジュールに沿って意見募集を実施する。意見募集結果の集約、分析、とりまとめを実施する。

⑤ 定量データの分析・考察

容量市場制度は、他の電気事業制度との整合を取りながら制度設計され、電気事業制度全体に影響を与えている。このため、卸電力市場や需給調整市場等の関係する市場や系統運用者の需給運用にかかる各種データ等を定量的に分析し、容量市場制度との因果関係について考察する。

データ分析にあたっては、容量市場制度が導入の目的や趣旨に照らして適切に機能しているかの観点や市場運営にかかる業務効率化の観点で、制度や運営方法の見直し検討に資することを目的としており、予め仮説を立てて効率的に行う。

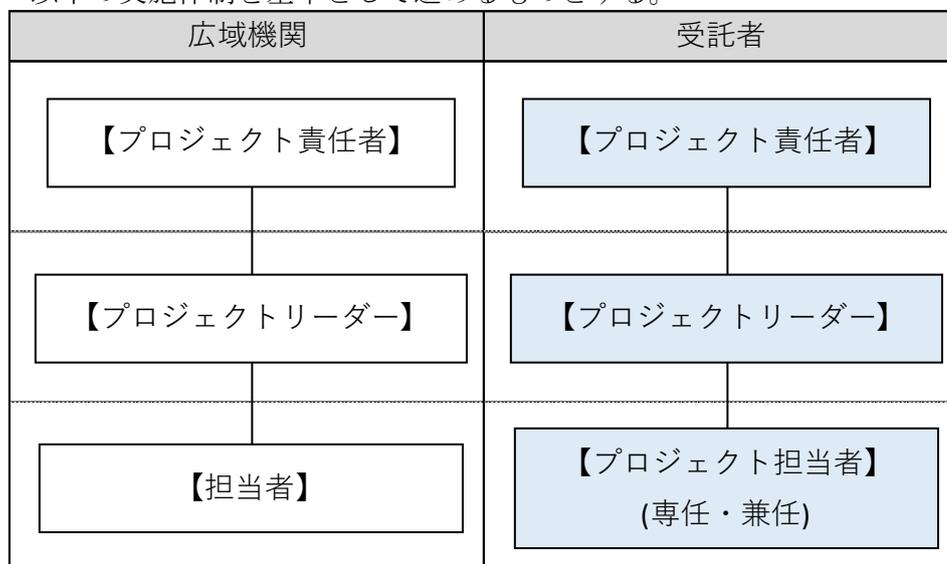
⑥ 包括的検証結果とりまとめ

上記①～⑥を踏まえた検証結果のとりまとめを行う。とりまとめにあたっては、最終的なとりまとめを見据えつつ、検討過程において、定期的に適切な会議体で報告することが求められることから、それらの報告資料の原案を作成する。

6. 実施体制

(1) 実施体制

以下の実施体制を基本として進めるものとする。



(2) 実施体制に求める要件

受託者には、包括的検証に取り組むにあたり、「容量市場メインオークションや追加オークション」と「長期脱炭素電源オークション」に対して制度の深い理解が求められる。業務受託組織、および業務委託従事予定者は、制度検討作業部会や容量市場の在り方等に関する検討会で検討や整理を行っている「容量市場」や「長期脱炭素電源オークション」の制度内容および、2023年度～2024年度のオークションに関する募集要綱・約款・業務マニュアル・説明会資料等をあらかじめ確認し、理解することが求められる。また、容量市場の制度全般の運用に関しても同様に確認し、理解することが求められる。

海外調査については、組織および従事者については以下の要件を満たしていること。

組織として、海外各国の電力制度に係る政府機関、規制機関や電力関連事業者とのネットワークを有し、本案件において十二分な活用ができ、海外の電力制度や容量市場の制度設計に係る調査の実績を有すること。

海外調査の従事者として、容量市場の制度設計・業務設計を理解し、海外の電気事業や供給力確保制度に関する調査や分析業務の経験を有し、本業務を行うにあたって必要とされる語学力や調査力、分析力、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有すること。海外調査の主任として、海外調査業務を包括的検証で活用する設計能力、現地調査を遂行するにあたっての十分なマネジメント能力を有すること。

定量データ整理、会議等の資料作成については、組織および従事者については以下の要件を満たしていること。

組織として、国内・海外の容量市場や電力制度の制度設計・業務設計の調査の実績を有すること。

従事者として、本業務を行うにあたって必要とされる国内電力制度の動向に係る公表データの抽出や整理、包括的検証における活用の設計、国の審議会等を含めた資料化に必要な能力を有すること。主任者にあたっては、本業務を遂行する十分なマネジメント能力を有すること。

- ・ 実施体制
本業務委託のプロジェクト責任者、およびプロジェクトリーダーは、原則として、契約期間完了まで継続できる者であること。ただし、広域機関が認めた場合にはこの限りではない。
- ・ 組織および業務委託従事予定者としての実績・専門性
本業務委託内容に関する専門知識・ノウハウ等を組織および業務委託従事予定者が有すること。

7. 作業実施場所等

作業実施場所等は原則指定せず、進捗状況を適宜メール・ミーティング等で確認するものとする。なおミーティングの実施場所は、広域機関または受託者の会議室、もしくはWebEx・Teams等を用いたオンラインミーティングのいずれかとする。WebEx・Teams等を用いる際には、当機関が取得しているアカウントで予約したミーティングルームを使用出来る。

8. 業務遂行上の留意事項

- ・ 作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと広域機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。
- ・ 受託者は、やむを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関に報告の上、当該要員と同等の資格および経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引継ぎを必ず行うこと。

9. 納入物

以下資料をワード等編集可能なファイル形式で作成し、電子媒体（CD-R等）で「11. 納入場所」に定める納入場所に提出するものとする。

<具体的な成果物・提出時期>

- ・ 包括的検証の実施方針書：プロジェクト開始後速やかに
- ・ 包括的検証の実施計画書：4月頃（別途協議）
- ・ 各検討報告書：都度
 - 検証項目一覧
 - 論点一覧
 - 各種論点についての対策検討資料
- ・ 海外現地調査計画書：5月頃（別途協議）
- ・ 海外現地調査報告書：帰国後速やかに
- ・ 定量データ分析報告書：別途協議
- ・ 意見募集結果とりまとめ：別途協議
- ・ 中間報告書：9月頃
- ・ 最終報告書：3月頃

10. 著作権の帰属

- ・ 本業務委託に係り作成、変更および更新されるドキュメント類の著作権は本機関に帰属するものとする。
本機関に帰属する著作権のうち、著作者人格権について、受託者はこれを行使しないこととする。

11. 秘密情報及び個人情報の保護

本委託業務に関連して開示する本機関の秘密情報（個人に関する情報含む）の適正な情報管理を維持するため、下記の点に留意し、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 秘密情報は、委託業務の目的以外には使用しないものとする。また、秘密情報を複製する場合には、委託業務の目的の範囲内に行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をすること。
- (2) 受託者は、委託業務に係る情報セキュリティ対策の内容及び管理体制について、本機関に書面をもって提出すること。
- (3) 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を本機関に書面をもって報告すること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 委託業務の一部を他の者に再委託し、再委託先に秘密情報を開示することとなる場合は、あらかじめ書面をもって本機関に届け出た上で、再委託先にも本契約に定める受託者と同等の義務を課すものとする。
- (6) 受託者が提出した書面に定める情報セキュリティ対策等に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。
- (7) 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

12. サプライチェーンリスク対策

- ・本委託業務の契約に先立ち、事前に、受注者の資本関係・役員その他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。
- ・委託業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合、再委託先に係る上記と同様の情報を広域機関に書面にて報告すること。

13. 納入場所

〒100-6607

東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー7階

14. 着手期日および完了期日(予定)

開始期日：2025年 3月中旬

完了期日：2026年 3月17日

15. 特記事項

本仕様書に記載のない事項および疑義については、広域機関と協議のうえ決定することとする。

以上